

	同席主張説明	審理手続の計画的遂行	口頭意見陳述
根拠条文等	—	法第 97 条の 2	法第 95 条の 2
手続の概要	請求人及び原処分庁の双方が一堂に会してお互いの主張を口頭で説明することにより、これら審理関係人及び審判官の理解を共通にして主張及び争点を明確にすることにより、審理の促進を図るというもの	事件の調査審理を計画的に遂行するために、審理関係人を招集し、各審理手続の実施時期等に関する意見を聴取して、審理手続の計画を策定することを目的として実施するもの	請求人又は参加人から事件に関する意見を口頭で述べたい旨の申立てがあった場合に、その機会を与えるとともに、原処分庁に対して質問を発することができるとするもの
対象事件	担当審判官が実施すべきと判断した事件のうち、審理関係人の同意が得られた事件	争点が多数あるなど複雑困難な事件	請求人等から実施の申立てがなされた事件
原則的な招集対象者	請求人及び原処分庁	必要と認められる審理関係人	全ての審理関係人
実施時期	主張及び争点の整理状況等に応じて早期に実施	比較的早期に実施	申立て後、速やかに実施
実施後の手続	「審理の状況・予定表」を送付又は交付	「審理手続等予定通知書」を送付又は交付	特になし
特色	・ 書面では伝わりにくい主張等が明確になるほか、争点の確定及び主張の整理のために効果的・効率的な手段である。	・ 複雑困難な事件ほど審理計画及び終結予定時期の見通しが立て難い。 ・ 終結予定時期を変更したときの審理関係人への通知が必要である。	・ 請求人等の攻撃防御等の機会の充実が図られる。 ・ 申立てがあった場合には必ず実施しなければならない。